

## 電気通信格差是正事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 電気通信格差是正事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、国が都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）若しくは市町村の連携主体に対し、電気通信格差是正事業（地域・生活情報通信基盤高度化事業をいう。以下「是正事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより、電気通信格差の是正を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域・生活情報通信基盤高度化事業とは、地域における先導的な情報通信基盤の効用を社会的に実証し、情報化の均衡ある発展を図るための施設及び設備の設置の事業であって、先導的な情報通信基盤の全国的な普及に向けたモデル事業として行う次に掲げるものをいう。

- ア 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業
- イ 地域インターネット導入促進基盤整備事業
- ウ 民間能力活用特定施設緊急整備事業

(2) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業とは、次に掲げる事業をいう。

- ア 地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するための施設及び設備の設置の事業であって、市町村又は第三セクター法人（地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人をいう。以下同じ。）が行うもの
- イ 地域の総合的な情報化を推進するため、次に掲げる事業のすべてを行うものであって、市町村、第三セクター法人等（第三セクター法人及び公益法人をいう。以下同じ。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が行うもの（以下「地域情報化総合支援事業」という。）

(ア) 地域住民のニーズに即した映像情報等を提供する施設及び設備の設置の事業（以下「映像情報等提供事業」という。）

(イ) 地方公共団体の各種行政分野においてインターネット等を活用した行政

サービスを地域住民に提供するとともに、地域の情報通信基盤の向上に資する施設及び設備の設置の事業（以下「行政サービス提供事業」という。）

(ウ) 地域情報化総合計画の目標を達成するために必要な事業（以下「地域提案型事業」という。）

- (3) 地域インターネット導入促進基盤整備事業とは、地方公共団体の各種行政分野においてインターネットを活用した行政サービスを地域住民に提供するとともに、地域の情報通信基盤の向上に資する施設及び設備の設置の事業であって、当該事業年度の前々年度末における住民基本台帳から算出した当該市町村の全人口に占める65歳以上の人口比率が、国内全人口に占める65歳以上の人口比率を超える市町村（以下「高齢者高比率地域」という。）、過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。以下同じ。）、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち名瀬市及び大島郡の区域をいう。）、半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。以下同じ。）、若しくは山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。以下同じ。）に該当する市町村（以下「特定地域」という。）又は沖縄県に所在する市町村が行うものをいう。
- (4) 民間能力活用特定施設緊急整備事業とは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号。以下「特定施設整備法」という。）第4条に規定する整備計画の認定を受けた特定施設整備法第2条第1項第2号、第4号及び第7号に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）の整備（運営を除く。以下同じ。）のための事業（別表1に掲げる施設（設備を含む。以下同じ。）の整備を行う事業をいう。）であって、事業の着手が昭和62年4月1日から平成15年3月31日までの間に行われるものであり、第三セクター法人等が行うものをいう。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表2に掲げる経費の総額（地域インターネット導入促進基盤整備事業については、標準事業規模を5,000万円）とする。ただし、地域提案型事業については、地域情報化総合支援事業の補助対象経費に100分の20を乗じた額を上限とし、民間能力活用特定施設緊急整備事業については、別表1に掲げる施設の整備を行う事業であって、当該事業の着手後3年以内実施される事業に係るものであり、かつ、交付の決定がなされる会計年度内に実施される事業に係るものから、特定施設の敷地となる土地の取得費、賃借料、造成費及び補償費を除いたもの（工事費、調査設計費、設備費、附帯雑費）に100分の5を乗じた額とする。

(交付額)

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる都道

府県、市町村に補助する。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり地域インターネット導入促進基盤整備事業については100万円、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業（第3条第2号イに掲げる事業を除く。以下第6条、第7条、第12条、第18条及び第24条において同じ。）及び地域情報化総合支援事業については300万円、その他の事業については1,000万円をそれぞれ下限とする。

区 分		額	対象となる 都道府県等
地域・生 活情報通 信基盤高 度化事業	新 世 代 地 域 ケ ー ブ ル テ レ ビ 施 設 整 備 事 業	当該事業（施設の設置のほか当該施設を運営するもの。）を行う市町村に対し、都道府県が補助対象経費の3分の1以上を補助する場合	補助対象経費の3分の1に相当する額  当該都道府県
	新 世 代 地 域 ケ ー ブ ル テ レ ビ 施 設 整 備 事 業 （ 地 域 情 報 化 総 合 支 援 事 業	当該事業（施設の設置場所が首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）第1条に規定する地域及び近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域であるもの（地方整備局又は地方公共団体（以下「地方整備局等」という。）が主体で行う電線類の地下埋設工事に係るものを除く。））を行う第三セクター法人に対して補助対	補助対象経費の8分の1に相当する額  当該都道府県

	<p>業 を 除 く 。 ) 象経費の8分の1以上を補助する市町村に対し、都道府県が当該補助に要する経費として補助対象経費の8分の1以上を補助する場合</p>		
	<p>当該事業（施設の設置場所が首都圏整備法第24条第1項に規定する近郊整備地帯、中部圏開発整備法第13条第1項に規定する都市整備区域及び近畿圏整備法第11条第1項に規定する近郊整備区域であるもの（地方整備局等が主体で行う電線類の地下埋設工事に係るものを除く。）に限る。）を行う第三セクター法人に対して補助対象経費の6分の1以上を補助する市町村に対し、都道府県が当該補助に要する経費として補助対象経費の6分の1以上を補助する場合</p>	<p>補助対象経費の6分の1に相当する額</p>	<p>当該都道府県</p>

		<p>当該事業（施設の設置場所が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条に規定する地域及び近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域並びに首都圏整備法第24条第1項に規定する近郊整備地帯、中部圏開発整備法第13条第1項に規定する都市整備区域及び近畿圏整備法第11条第1項に規定する近郊整備区域以外であるもの並びに地方整備局等が主体で行う電線類の地下埋設工事に係るものに限る。）を行う第三セクター法人に対して補助対象経費の4分の1以上を補助する市町村に対し、都道府県が当該補助に要する経費として補助対象経費の4分の1以上を補助する場合</p>	<p>補助対象経費の4分の1に相当する額</p>	<p>当該都道府県</p>
	<p>映像情報化総合支援事業</p>	<p>市町村又はその連携主体が当該事業を行う場合</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額</p>	<p>当該市町村又は市町村の連携主体</p>
		<p>当該事業を行う第三セクター法人等又は特定非営利活動法人に対し、市町村が補助対象経費の3分の1以上を補助する場合</p>	<p>補助対象経費の3分の1に相当する額</p>	<p>当該市町村</p>

業	行政	市町村又はその連携主体が当該事業を行う場合	補助対象経費の2分の1に相当する額	当該市町村又は市町村の連携主体						
	一	当該事業を行う第三セクター法人等又は特定非営利活動法人に対し、市町村が補助対象経費の3分の1以上を補助する場合	補助対象経費の3分の1に相当する額	当該市町村						
	地域	市町村又はその連携主体が当該事業を行う場合	補助対象経費の2分の1に相当する額	当該市町村又は市町村の連携主体						
	案	当該事業を行う第三セクター法人等又は特定非営利活動法人に対し、市町村が補助対象経費の3分の1以上を補助する場合	補助対象経費の3分の1に相当する額	当該市町村						
地域	インター	ネット	導入	促進	基盤	整備	事業	市町村が当該事業を行う場合	補助対象経費の3分の2に相当する額	沖縄県に所在する市町村
								補助対象経費の2分の1に相当する額	特定地域に該当する市町村（沖縄県に所在する市町村を除く。）	
								補助対象経費の3分の1に相当する額	高齢者高比率地域に該当する市町村（沖縄県に所在する市町村及び特定地域に該当する市町村を除く。）	
民間	当該事業を行う第三セクター法人等に対し、都道府県又は市町村が補助対象経費の3分の1以上を補助する場合（関係地方公共団体が地方交付税不	補助対象経費の3分の2に相当する額（関係地方公共団体が地方交付税不交付団体である場合にあっては2分の1）ただ	当該都道府県又は市町村							

	整備事業	交付団体である場合にあっては2分の1以上)	し、特別の事情があるときは、これに別に定める調整率を乗じた額とする。	
--	------	-----------------------	------------------------------------	--

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第6条 都道府県若しくは市町村又は市町村の連携主体（第8条において「都道府県等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号（民間能力活用特定施設緊急整備事業にあっては、様式第1号の2）による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号（民間能力活用特定施設緊急整備事業にあっては、様式第2号の2）による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた都道府県等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 別表2に掲げる経費区分相互間における増減であつて、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の変更(地域情報化総合支援事業及び民間能力活用特定施設緊急整備事業の場合を除く。)

イ 地域情報化総合支援事業にあつては、次に掲げる場合

(ア) 施設・設備費又は提案事業費、及び用地取得費相互間における増減であつてそれぞれの配分額のいずれか低い額の20%を超えるもの以外の変更

(イ) 施設・設備費及び提案事業費相互間における増減

ウ 民間能力活用特定施設緊急整備事業にあつては、工事費、調査設計費、設備費、附帯雑費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の15パーセントを超えるもの以外の変更

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、民間能力活用特定施設緊急整備事業にあつては、第2四半期終了後1箇月以内にも提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業を行う者が第三セクター法人(新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行うものに限る。)である場合にあつては様式第8号、市町村(地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業を行うものを除く。)である場合にあつては様式第8号の2、市町村(地域インターネット導入



促進基盤整備事業を行うものに限る。)である場合にあっては様式第8号の3、第三セクター法人等(民間能力活用特定施設緊急整備事業を行うものに限る。)である場合にあっては様式第8号の4、地域情報化総合支援事業の補助事業者である場合にあっては様式第8号の5、による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せず国に会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
  - 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による補助金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。
  - 3 補助事業者(地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業を行う市町村を除く。)は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である市町村(地域情報化総合支援事業又は民間能力活用特定施設緊急整備事業であって第三セクター法人等又は特定非営利活動法人が行うもの)にあっては、当該第三セクター法人等又は特定非営利活動法人)に交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 大臣は、第9条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号の報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の経理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第18条 補助事業者（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に係る間接補助金を交付する都道府県に限る。以下この条において同じ。）は、是正事業を行う間接補助事業者である第三セクター法人（以下この条において「第三セクター法人」という。）に補助する間接補助事業者である市町村（以下この条において「市町村」という。）に補助するときは、第8条から第17条まで及び第21条の規定に準ずる条件を付すとともに、市町村が第三セクター法人に補助するに当たっては、同条件に準ずる条件及び次の条件を付させなければならない。
- (1) 第三セクター法人が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条及び次条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市町村の長（次項において「市町村長」という。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - (2) 第三セクター法人が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。
  - (3) 第三セクター法人は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理

者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事の承認又は指示を受けさせるとともに、その承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により第三セクター法人から市町村に財産処分による納付があったときは、当該市町村から都道府県補助金に相当する額の全部又は一部を補助事業者に納付させるとともに、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

第19条 補助事業者（地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業を行う市町村を除く。以下この条において同じ。）は、是正事業を行う間接補助事業者である市町村、第三セクター法人等又は特定非営利活動法人（以下この条において「市町村等」という。）に補助するときは、第8条から第17条まで及び第21条の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- (1) 市町村等が取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事（地域情報化総合支援事業又は民間能力活用特定施設緊急整備事業であって補助事業者が市町村である場合は、当該市町村の長。次項において「知事等」という。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - (2) 市町村等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
  - (3) 市町村等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。ただし、民間能力活用特定施設緊急整備事業にあつては、財産処分に関する承認を受けるに当たり、様式第12号による承認申請書を大臣に提出しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第1項第2号により市町村等から補助事業者に財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。（直接補助金交付の際付す条件）

第20条 地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業を行う市町村は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 大臣は、市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 3 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の承認の例外)

第21条 第18条第2項、第19条第2項及び第20条第1項の規定による財産処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分（取得価格が単価50万円以上のものに限る。）であって補助事業者が様式第12号の2による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があったものとみなす。ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者及び間接補助事業者（市町村に限る。）が取得した土地については、前項による財産処分のほか、総務省所管補助金交付規則第8条別表に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(契約)

第22条 民間能力活用特定施設緊急整備事業にあつては、間接補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、補助事業者に届け出なければならない。

- 2 間接補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(収益納付)

第23条 民間能力活用特定施設緊急整備事業にあつては、補助事業者は、補助事業によって整備された施設の運営、貸与又は譲渡により収益が生じたと認められる場合は、当該間接補助事業者に対し、収益の一部を補助事業者に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から施設の運営、貸与又は譲渡による納付があったときには、国庫補助金に相当する額の全額又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

第24条 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業及び地域情報化総合支援事業にあつては、補助事業者（地域情報化総合支援事業を行う市町村を除く。次項において同じ。）は、是正事業によって整備された施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該是正事業を行う間接補助事業者に対し、収益の一部を補助事業者に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から施設の運営又は貸与による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければな

らない。

- 3 大臣は、地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業を行う市町村に、是正事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。
- 4 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(書類の提出)

第25条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該都道府県又は市町村の所在地を管轄区域とする各総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第26条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年5月17日付け総情促第65号による電気通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により補助金が交付されている次に掲げる事業については、なお従前の例による。
  - (1) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業
  - (2) 地域インターネット導入促進基盤整備事業
  - (3) 民間能力活用特定施設緊急整備事業
- 4 前項第1号、第2号及び第3号の事業については、本要綱第21条及び第24条の規定の適用があるものとする。
- 5 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている次に掲げる事業については、なお従前の例による。
  - (1) 自治体ネットワーク施設整備事業
  - (2) テレワークセンター施設整備事業
  - (3) 情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業
  - (4) IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業
  - (5) マルチメディア街中にぎわい創出事業
- 6 この要綱の施行の際、現に補助金が交付されている次に掲げる事業については、なお従前の例による。
  - (1) 移動通信用鉄塔施設整備事業
  - (2) 民放テレビ放送難視聴解消事業
  - (3) 民放中波ラジオ放送受信解消事業
  - (4) 都市受信障害解消事業
  - (5) 地域イントラネット基盤整備事業
  - (6) 広域的な地域情報通信ネットワーク基盤整備事業

- 7 前項第5号及び第6号の事業については、この要綱第21条の規定の適用並びに第24条第3項及び第4項の規定の準用があるものとする。この場合において、この要綱第24条第3項中「地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業」とあるのは「地域イントラネット基盤整備事業又は広域的地域情報通信ネットワーク基盤整備事業」と、「市町村」とあるのは「都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体」と読み替えるものとする。
- 8 この要綱の施行の日前の要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定があるときは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この要綱の規定によりしたものとみなす。
- 9 平成12年度から平成16年度までの各年度に限り、旧過疎地（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第29条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）のうち過疎地以外のものについては過疎地とみなし、この要綱の規定を適用する。

別表 1

<p>特定施設整備法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する特定施設</p>	<p>(1) 研究開発施設  (2) 共同利用施設  ア 会議場施設  イ 研修施設  ウ 研究開発のための共同利用施設  (3) 食堂、売店、宿泊施設等の福利厚生施設  (4) (1)から(3)までの施設の利用者の相当数の用に供される関連支援業務施設、事業場施設、駐車場等の附帯施設  (5) その他特定施設整備法第 3 条第 1 項の規定に基づき大臣が定める基本指針に照らして必要と認められる施設</p>
<p>特定施設整備法第 2 条第 1 項第 4 号イ及びハに規定する特定施設</p>	<p>(1) 電気通信業又は放送業の業務施設  (2) 共同利用施設  ア 展示施設  イ 研修施設  ウ 会議施設  エ 電気通信システムの共同利用施設  (3) 食堂、売店、宿泊施設等の福利厚生施設  (4) (1)から(3)までの施設の利用者の相当数の用に供される関連支援業務施設、事業場施設、駐車場等の附帯施設  (5) その他特定施設整備法第 3 条第 1 項の規定に基づき大臣が定める基本指針に照らして必要と認められる施設</p>
<p>特定施設整備法第 2 条第 1 項第 4 号ロ及びハに規定する施設</p>	<p>(1) 無線通信業務施設  (2) 共同利用施設  ア 展示施設  イ 研修施設  ウ 会議施設  エ 電気通信システムの共同利用施設  (3) 食堂、売店、宿泊施設等の福利厚生施設  (4) (1)から(3)までの施設の利用者の相当数の用に供される関連支援業務施設、事業場施設、駐車場等の附帯施設  (5) その他特定施設整備法第 3 条第 1 項の規定に基づき大臣が定める基本指針に照らして必要と認められる施設</p>

<p>特定施設整備法第2条第1項第7号ロに規定する特定施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 衛星通信業務施設</li> <li>(2) 共同利用施設</li> <li>(3) 食堂、売店、宿泊施設等の福利厚生施設</li> <li>(4) (1)から(3)までの施設の利用者の相当数の用に供される関連支 援業務施設、事業場施設、駐車場等の附帯施設</li> <li>(5) その他特定施設整備法第3条第1項の規定に基づき大臣が定める基本指針に照らして必要と認められる施設</li> </ul>
<p>特定施設整備法第2条第1項第7号ハに規定する特定施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気通信総合管理センター</li> <li>(2) 電気通信施設</li> <li>(3) 共同利用施設</li> <li>(4) 食堂、売店、宿泊施設等の福利厚生施設</li> <li>(5) (1)から(4)までの施設の利用者の相当数の用に供される関連支 援業務施設、事業場施設、駐車場等の附帯施設</li> <li>(6) その他特定施設整備法第3条第1項の規定に基づき大臣が定める基本指針に照らして必要と認められる施設</li> </ul>



別表 2

事業の区分	経費区分		内 容
地域・生活情報通信 高度化事業	新 世 代 地 域 ケ ー ブ ル テ レ ビ 施 設 整 備 事 業  ( 地 域 情 報 化 総 合 支 援 事 業 を 除 く 。) )	(1) 施設・設備費	<p>ア 新世代地域ケーブルテレビに必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 鉄塔</li> <li>(イ) センター施設</li> <li>(ウ) 外構施設</li> <li>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</li> <li>(オ) 受信アンテナ</li> <li>(カ) ヘッドエンド</li> <li>(キ) 線路設備</li> <li>(ク) 情報検索・送出装置</li> <li>(ケ) 画像符号化設備</li> <li>(コ) 伝送設備</li> <li>(サ) 電源設備（予備電源設備を含む。）</li> <li>(シ) 監視装置</li> <li>(ス) 測定器</li> <li>(セ) スタジオ施設</li> </ul> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>
		(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

地域情報化等総合支援事業及び行政サービス提供事業	(1) 施設・設備費	<p>ア 映像情報等提供事業に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 鉄塔</p> <p>(イ) センター施設</p> <p>(ウ) 外構施設</p> <p>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>(オ) 受信アンテナ</p> <p>(カ) ヘッドエンド</p> <p>(キ) 線路設備</p> <p>(ク) 情報検索・送出装置</p> <p>(ケ) 画像符号化設備</p> <p>(コ) 伝送設備</p> <p>(サ) 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>(シ) 監視装置</p> <p>(ス) 測定器</p> <p>(セ) スタジオ施設</p> <p>イ 行政サービス提供事業に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 映像ライブラリー装置</p> <p>(イ) 送受信装置</p> <p>(ウ) 構内伝送路</p> <p>(エ) 双方向画像伝送装置</p> <p>(オ) 伝送施設</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、          附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>エ 附帯工事費</p>
	(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号アの施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

地域提案型事業	(3) 提案事業費	地域情報化総合計画に位置づけられた事業を遂行するために必要な費用（前2号に規定するものを除く。）
地域インターネット導入促進基盤整備事業	施設・設備費	<p>ア 地域インターネット導入促進基盤整備に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 映像ライブラリー装置</p> <p>(イ) 送受信装置</p> <p>(ウ) 構内伝送路</p> <p>(エ) 双方向画像伝送装置</p> <p>(オ) 伝送施設</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯設備（大臣が別に定める設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注1）

平成 年度電気通信格差是正事業費補助金交付申請書

平成 年度電気通信格差是正事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 金 ， 千円

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 補助事業の概要

別紙1の1（事業を行う者が第三セクター法人（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行うものに限る。）の場合）

別紙1の2（事業を行う者が市町村（地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業を行うものを除く。）

別紙1の3（事業を行う者が市町村（地域インターネット導入促進基盤整備事業を行うものに限る。）の場合）

別紙1の4（地域情報化総合支援事業を行う場合）

4 添付資料

(1) 都道府県及び市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一家場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

(2) 是正事業に要する経費の見積書（注3）

(3) 地域情報化総合支援事業（市町村の連携主体が行うものに限る。）については、

- ① 当該補助事業を行う市町村の連携主体を構成する全市町村を列記したもの
  - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村が、当該補助事業を行う市町村の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注４）
- (4) 工事概要書（別紙２）

（注３）第三セクター法人（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行うものに限る。以下この文において「第三セクター法人」という。）が是正事業を行う場合には、間接補助事業者である第三セクター法人から間接補助事業者である市町村に提出されたものの写し。第三セクター法人等又は特定非営利活動法人（地域情報化総合支援事業を行うものに限る。）が是正事業を行う場合には補助事業者である市町村に提出されたものの写し。また、市町村（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行うものに限る。）が是正事業を行う場合には、補助事業者である都道府県に提出されたものの写し。

（注４）連携主体を構成する全ての市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

別紙1の1（様式第1号関係）

補助事業の概要

第三セクター法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

（千円）

国庫補助金申請額 (①+②) × 補助率		事業費 ①+②	財源内訳	
			市町村補助金（うち都道府県補助金充当額）①	第三セクター法人の負担額 ②
経費区分	施設・設備費			
	用地取得費・道路費			
合計			( )	

備考
----

別紙1の2（様式第1号関係）

補助事業の概要

市町村名又は第三 セクター法人等名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

（千円）

国庫補助金申請額 （①+②）×補助率		事業費 ①+②	財源内訳	
			都道府県補助金①	市町村の負担額②
経 費 区 分	施設・設備費			
	用地取得費・ 道路費			
合 計				

備 考
-----





別紙 1 の 3 (様式第 1 号関係)

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名
施設の設置場所
着工予定日
完了予定日

事業の目的 事業の概要
----------------

(千円)

国庫補助金申請額 事業費 × 補助率		事業費
経費	施設・設備費	
区分	用地取得費・道路費	
合計		

備考

別紙1の4 (様式第1号関係)

地域情報化総合計画

計画策定市町村名 代表者氏名	(注1)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目標	
目標を定量化する指標	
事業の概要	

(千円)

国庫補助金申請額 事業費×補助率		事業を行 う者	事業費	財 源 内 訳	
				市町村補助金 (注2)	第三セクター法 人等又は特定非 営利活動法人の 負担額(注2)
経 費 区	映像 情報 等提 供事 業	施設・設備 費			
		用地取得 費・道路費			
	行政 サー ビス 提供 事業	施設・設備 費			

分	地域 提案 型事 業	提案事業 費			
	合 計				

備 考
-----

(注1) 市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村）代表  
市町村長」  
と記載すること。

(注2) 事業を行う者が市町村の場合においては、記入を要しない。

(注3) 市町村の連携主体が行う場合は、本申請書に係る国庫補助金申請額を除いた事業費についての、当該補助事業を行う市町村の連携主体を構成する市町村ごとの負担額を記載する。

別紙 2 (様式第 1 号関係)

工事概要書

事業を行う者の名称  
代表者氏名

印(注

1)

1 設置場所                   ○○県   ○○郡   ○○町   ○○丁目   ○○番地  
                                  (都道府) (市)   (村)

2 施設の内容

(1) 延べ床面積                   ○○○. ○㎡ (注 2)

(2) 設置される施設の概要

3 事業の着手及び完了の時期

(1) 着手 (予定) 年月日                                   年   月   日

(2) 完了 (予定) 年月日                                   年   月   日

4 資金計画

(千

円)

収 入		支 出 ( 事 業 費 )	
財 源 内 訳		経費区分	
補 助 金	交付 (予定) 額	施設・設備費	
事業を行う者の負担	予 算 額	用地取得費・道 路費	(注 4)
額		(注 4)	
借 入 金			(注 5)
事業者等の負担金		提案事業費(注	
その他 (       )		5)	
(注 3)			
小 計			
合 計		合 計	

5 添付図面

(1) 用地付近の見取図 (注 4)

(2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）（注2）

(注1) 市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」

と記載すること。

(注2) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業であつて、スタジオ施設等の整備を行わない場合又は地域インターネット導入促進基盤整備事業であつて、施設の改修を行わない場合には、延べ床面積の記入及び設計の概要図の添付を要しない。

(注3) 財源の内容を記入する。

(注4) 地域インターネット導入促進基盤整備事業の場合は、用地取得費・道路費の記入及び用地付近の見取図の添付を要しない。

(注5) 地域情報化総合支援事業を行う場合であつて、かつ、地域提案型事業において当該事業に必要な施設・設備の設置及びこれに必要な用地及び道路の整備を行う場合のみ記入する。

様式第1号の2（第6条関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印

平成 年度電気通信格差是正費補助金交付申請書  
（民間能力活用特定施設緊急整備事業）

平成 年度電気通信格差是正事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 補助事業に要する経費 円（内訳は別紙2のとおり）
- 3 補助対象経費
- 4 交付を受けようとする額 円  
（注）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。  
$$\text{補助金所要額} - \text{消費税仕入控除税額} = \text{補助金額}$$
- 5 補助事業の着手及び完了予定日
- 6 添付書類
  - (1) 補助事業概要説明書（別紙1）
  - (2) 民間能力活用特定施設緊急整備事業に要する経費内訳書（別紙2）

補助事業概要説明書

住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者

印)

1 補助事業の内容

- (1) 名称及び内容
- (2) 敷地面積
- (3) 敷地の所有関係
- (4) 敷地等の面積(建築面積及び延べ床面積)
- (5) 建物の構造

2 補助事業の実施場所

3 補助事業の実施計画

- (1) 補助事業の着手(予定)年月日
- (2) 用地取得(予定)年月日
- (3) 補助事業の完了(予定)年月日
- (4) 施設の利用開始(予定)年月日
- (5) 直営又は請負の別

4 添付書類

- (1) 補助事業の実施場所の付近見取図
- (2) 建物等の配置図、各階平面図及び立面図等
- (3) 特定施設整備法第 4 条に規定する整備計画

別紙2（様式第1号の2関係）

民間能力活用特定施設緊急整備事業に要する経費内訳書

1 総括表

（千円）

収 入		支 出	
自己資金		工事費	
起債又は借入金		調査設計費	
その他		設備費	
補助金		附帯雑費	
合計		合計	

2 支出内訳書

(1) 工事費

（千円）

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計					

(2) 調査設計費

（千円）

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計					

(3) 設備費

（千円）

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計					



(4) 附帯雑費

(千円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計					

様式第2号（第7条第1項関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事（又は市町村長） 殿（注1）

総務大臣 印

平成 年度電気通信格差是正事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

#### 記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

申請書に記載されたとおりとする。

一部修正の上、別紙1の1から別紙1の4までのいずれかのおりとする。

別紙1の1（事業を行う者が第三セクター法人（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に限る。）の場合）

別紙1の2（事業を行う者が市町村（地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業を行うものを除く。）

別紙1の3（事業を行う者が市町村（地域インターネット導入促進基盤整備事業を行うものに限る。）の場合）

別紙1の4（地域情報化総合支援事業を行う場合）

2 補助金の交付決定額は、金 ， 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費（注）	（注）
提案事業費（注２）	（注２）
合計	

（注）地域インターネット導入促進基盤整備事業の場合は記入を要しない。

（注２）地域情報化総合支援事業の場合のみ記入する。

- 4 補助金の交付の条件は、別紙２の１から別紙２の４までのいずれかのおりとする。
- 別紙２の１（事業を行う者が第三セクター法人（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行うものに限る。）の場合）
  - 別紙２の２（事業を行う者が市町村（地域情報化総合支援事業又は地域インターネット導入促進基盤整備事業を行うものを除く。）の場合）
  - 別紙２の３（事業を行う者が市町村（地域インターネット導入促進基盤整備事業を行うものに限る。）の場合）
  - 別紙２の４（地域情報化総合支援事業を行う場合）

別紙 1 の 1 (様式第 2 号関係)

補助事業の概要

第三セクター法人名
代表者氏名
施設の設置場所
着工予定日
完了予定日

事業の目的
事業の概要

(千円)

国庫補助金申請額 (①+②) × 補助率		事業費 ①+②	財 源 内 訳
			市町村補助金(うち都道府県補助金充当額) ① 第三セクター法人の負担額 ②
経 費 区 分	施設・設備費		
	用地取得費・ 道路費		
合 計			( )

備 考

別紙 1 の 2 (様式第 2 号関係)

補助事業の概要

市町村名
代表者氏名
施設の設置場所
着工予定日
完了予定日

事業の目的
事業の概要

(千円)

国庫補助金申請額 (①+②) × 補助率		事業費 ①+②	財 源 内 容	
			都道府県補助金①	市町村の負担額②
経 費 区 分	施設・設備費			
	用地取得費・ 道路費			
合 計				

備 考
-----

別紙 1 の 3 (様式第 2 号関係)

補助事業の概要

市町村名	
代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

(千円)

国庫補助金申請額 事業費×補助率		事業費	
経費区分	施設・設備費		
合計			

備考
----

別紙1の4 (様式第2号関係)

地域情報化総合計画

計画策定市町村名 代表者氏名	(注1)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目標	
目標を定量化する指標	
事業の概要	

(千円)

国庫補助金申請額 事業費×補助率		事業を行 うもの	事業費	財 源 内 訳	
				市町村補助金 (注2)	第三セクター法 人等又は特定非 営利活動法人の 負担額(注2)
経 費	映像 情報 等提 供事 業	施設・設備 費			
		用地取得 費・道路費			
区	行政 サー ビス 提供 事業	施設・設備 費			

分	地域 提案 型事 業	提案事業 費			
	合 計				

備 考 (注3)

(注1) 市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村)代表  
市町村長」  
と記載すること。

(注2) 事業を行う者が市町村の場合においては、記入を要しない。

(注3) 市町村の連携主体が行う場合は、本申請書に係る国庫補助金申請額を除いた事業費についての、当該補助事業を行う市町村の連携主体を構成する市町村ごとの負担額を記載する。



別紙２の１（様式第２号関係）

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１箇月を経過した日又は翌会計年度の４月１０日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月３０日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である市町村（以下「市町村」という。）に交付しなければならない。
- (9) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。
- (10) 市町村に補助するときは、前各号の規定に準ずる条件を付すとともに、市町村が間接補助事業者である第三セクター法人に補助するときは、同条件に準ずる条件及び次の条件を付させなければならない。
  - ア 第三セクター法人が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市町村の長（以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - イ 第三セクター法人が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。
  - ウ 第三セクター法人は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 前号により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事の承認又は指示を受けさせるとともに、その承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (12) 第10号により第三セクター法人から市町村に財産処分による納付があったときは、当該市町村から都道府県補助金に相当する額の全部又は一部を補助事業者へ納付させるとともに、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

別紙２の２（様式第２号関係）

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１箇月を経過した日又は翌会計年度の４月１０日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月３０日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である市町村に交付しなければならない。
- (9) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。
- (10) 市町村に補助するときは、前各号の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
  - ア 市町村が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - イ 市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
  - ウ 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 前号により付した条件に基づき知事が承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 第１０号により市町村等から補助事業者等に財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところに

より、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

別紙２の３（様式第２号関係）

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政・自治省令第６号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１箇月を経過した日又は翌会計年度の４月１０日のいずれか早い日まで、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月３０日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。
- (9) 市町村が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (11) 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

別紙 2 の 4 (様式第 2 号関係)

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 25 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である第三セクター法人等又は特定非営利活動法人に交付しなければならない。
- (9) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。
- (10) 市町村（市町村の連携主体にあっては、「市町村の連携主体を構成する各市町村」とする。以下（11）及び（12）において同じ。）が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (11) 市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (12) 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (13) 第三セクター等又は特定非営利活動法人に補助するときは、前各号の規定に準ず

る条件及び次の条件を付さなければならない。

ア 第三セクター法人等又は特定非営利活動法人が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である市町村の長の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

イ 第三セクター法人等又は特定非営利活動法人が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがあること。

ウ 第三セクター法人等又は特定非営利活動法人は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(14) 前号により付した条件に基づき市町村が承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(15) 第13号により第三セクター法人等又は特定非営利活動法人から補助事業者へ財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(16) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

様式第2号の2(第7条第1項関係)

番 号  
年 月 日

都道府県知事(又は市町村長) 殿

総務大臣 印

平成 年電気通信格差是正事業費補助金交付決定通知書  
(民間能力活用特定施設緊急整備事業)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業に要する経費
- 3 補助対象経費
- 4 補助金の額
- 5 補助事業に要する経費の配分及び補助金の額の区分
- 6 補助事業等の内容が変更されたときは、補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は別に通知することによる旨の留保条件
- 7 補助事業の遂行計画
- 8 補助金等の額の確定に関する事項
- 9 補助金の交付の申請の取下げの期限



10 財産処分の制限

11 補助金に係る消費税相当額については、電気通信格差是正補助金交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

12 補助金の交付の条件は、別紙のとおりとする。

別紙（様式第2号の2関係）

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、第2四半期終了後と、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である第三セクター法人等に交付しなければならない。
- (9) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (10) 第三セクター法人等に補助するときは、前各号の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
  - ア 第三セクター法人等が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である知事等の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - イ 第三セクター法人等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
  - ウ 第三セクター法人等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 前号により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- (12) 第10号により第三セクター法人等から補助事業者に財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところに

より、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度電気通信格差是正事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

様式第4号（第9条第1項関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業の一部を変更する必要があるので、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

（千

円）

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内 容			
経 費 の 配 分	施設・設備費（注3）		
	用地取得費・道路費（注2）（注3）	（注2）（注3）	（注2）（注3）
	提案事業費（注4）	（注4）	（注4）
合 計			

備 考（注5）

(注2) 地域インターネット導入促進基盤整備事業の場合は記入を要しない。

(注3) 民間能力活用特定施設緊急整備事業の場合は記入を要しない。

(注4) 地域情報化総合支援事業の場合のみ記入する。

(注5) 民間能力活用特定施設緊急整備事業にあつては、補助事業着手・完了予定日を記入する。また、地域情報化総合支援事業を市町村の連携主体が行う場合は、本申請書に係る国庫補助金申請額を除いた事業費についての、当該補助事業を行う市町村の連携主体を構成する市町村ごとの負担額を記載する。

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であつて、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金                      ,                      千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 民間能力活用特定施設緊急整備事業にあつては、様式第1号の2及び様式第2号の2に準じて別紙を付すこと。

様式第5号（第9条第2項関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印(注1)

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業を中止（廃止）したいので、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

(注1) 市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

(注2) 民間能力活用特定施設緊急整備事業にあつては事業着手日、事業内容、廃止する場合には廃止予定日を併記すること。

2 経費の支出額内訳

(千円)

経費区分	既施工部分額	未施工部分額	合計
施設・設備費(注4)			
用地取得費・道路費(注3)(注4)	(注3)(注4)	(注3)(注4)	(注3)(注4)
提案事業費(注5)	(注5)	(注5)	(注5)
合計			

(注3) 地域インターネット導入促進基盤整備事業の場合は記入を要しない。

(注4) 民間能力活用特定施設緊急整備事業の場合は記入を要しない。

(注5) 地域情報化総合支援事業の場合のみ記入する。

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 完了予定日            年    月    日



様式第6号（第10条関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注

1）

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村）代表

市 町 村 長

印 」

と記載すること。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 是正事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定



総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」  
と記載すること。

記

補助事業状況表

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費（注3）					
用地取得費・ 道路費（注2）（注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）
提案事業費	（注4）	（注4）	（注4）	（注4）	（注4）
合 計					

（注2）地域インターネット導入促進基盤整備事業の場合は記入を要しない。

（注3）民間能力活用特定施設緊急整備事業の場合は記入を要しない。

（注4）地域情報化総合支援事業の場合のみ記入する。

様式第8号（第12条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、平成 年度における実績について、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
市町村補助金			
うち都道府県 補助金充当額			
うち国庫補 助金充当額			

2 是正事業の実施状況（注）

第三セクター法人名
代表者氏名
施設の設置場所
工事施工業者名
着工日
完了日

（注）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省

略 することができる。

3 事業の目的・概要

事業の目的	
事業の概要	

4 是正事業収支総括表

(円)

		収 入		
補 助 金	交付決定年月日	概算払年月日	精算払年月日	精算払金額
	交付決定額	概算払金額		
第三セクター法人の負担額	予 算 額			実 績 額
借入金				
事業者等の負担金				
小 計				
合 計				

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第8号の2（第12条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、平成 年度における実績について、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
都道府県補助金			
うち国庫補助 金充当額			

2 是正事業の実施状況（注2）

市町村名	
代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

（注2）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業の目的・概要

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

4 是正事業収支総括表

( 円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
市町村の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
その他 ( ) (注3)			
小 計			
合 計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 ( ) 支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注3) 財源の内容を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真





様式第8号の3（第12条第1項関係）

総務大臣 殿

番 号  
年 月 日  
市町村長 印

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、平成 年度における実績について、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 是正事業の実施状況（注1）

施設の設置場所
工事施工業者名
着工日
完了日

（注1）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業の目的・概要

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

4 是正事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
市町村又は市町村の連 携主体の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
その他 ( ) (注2)			
小 計			
合 計			

(円)

支 出		実 績 額 (支出額合計)
経 費 区 分	予 算 額	
施設・設備費		
合 計		

(注2) 財源の内容を記入する。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金           ,           千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

#### 6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業実績報告書  
（民間能力活用特定施設緊急整備事業）

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた民間能力活用特定施設緊急整備事業に係る補助事業は、平成 年 月 日をもって完了（廃止）しましたので（平成 年度における実績について）、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(1) 補助事業の内容

- ア 名称
- イ 敷地面積
- ウ 敷地の所有関係
- エ 建物等の面積（建築面積及び延べ床面積）
- オ 建物の構造

(2) 補助事業の実施場所

(3) 補助事業の実施期間

- ア 補助事業の着手年月日
- イ 補助事業の完了（予定）年月日
- ウ 施設の利用開始（予定）年月日

(4) 補助事業の収支状況

- ア 支出実績額 円（予算額 円）
- イ 補助金充当額 円（交付決定額 円）

（注）消費税仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(5) 添付書類

- ア 請負の場合は工事請負契約書の写し、直営の場合は支払領収書の写し
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（例えば、建築基準法第7条第3項

の検査済証等)

ウ 施設の配置図、平面図及び立面図

エ 施設内外の主要部分の写真

2 補助事業収支総括表

(円)

項目	予算額	本年度実績	差額	補助金		
				交付決定額	支出額	
					実績	差額
支出	工事費					
	調査設計費					
支出	設備費					
	附帯雑費					
	合計					
収入	自己資金					
	起債又は借入金					
収入	その他					
	小計					
	補助金					
	合計					

3 費用別内訳書

(1) 工事費

(円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(2) 調査設計費

(円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				

計													

(3) 設備費

(円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(4) 附帯雑費

(円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

4 財産一覧表

(円)

財産 の 名 称	仕様	数量	単価	契約年月日	金額	引取 充当額	支払 充当額	補助金 充当額	備考
計									

様式第8号の5（第12条第1項関係）

番 号  
年 月 日  
総務大臣 殿  
市町村長 印

平成 年度電気通信格差是正事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成  
年度電気通信格差是正事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、平  
成 年度における実績について、電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第  
1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印  
と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

(1) 映像情報等提供事業

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金 (注2)			
市町村補助金 (注3)			
うち国庫補助 金充当額			

(2) 行政サービス提供事業

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金 (注2)			
市町村補助金 (注3)			
うち国庫補助 金充当額			

(3) 地域提案型事業

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金 (注2)			
市町村補助金 (注3)			
うち国庫補助 金充当額			

(注2) 市町村が、事業を行った場合のみ記入する。

(注3) 第三セクター法人等又は特定非営利活動法人が、事業を行った場合のみ記入する。

2 是正事業の実施状況 (注4)

(1) 映像情報等提供事業

市町村、第三セクター法人等又は特定非営利活動法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

(2) 行政サービス提供事業

市町村、第三セクター法人等又は特定非営利活動法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

(3) 地域提案型事業（注5）

市町村、第三セクター法人等又は特定非営利活動法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

（注4）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

（注5）施設の設置を行わない場合、記入を要さない。

3 事業の目的・概要

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

4 地域情報化総合支援事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
市町村又は市町村の連	予 算 額		実 績 額



携主体の負担額			
借入金			
事業者等の負担金			
その他（ ） （注6）			
小計			
第三セクター法人等又は特定非営利活動法人の負担額	予算額		実績額
借入金			
事業者等の負担金			
小計			
合計			

（注6）財源の内容を記入する。

（円）

支出		予算額	実績額（支出額合計）
経費区分			
映像情報等提供事業	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
行政サービス提供事業	施設・設備費		
地域提案型事業	提案事業費		
合計			

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金                    ,                    千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

番 号  
年 月 日

都道府県知事（又は市町村長） 殿（注1）

総務大臣 印

平成 年度電気通信格差是正事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度電気通信格差是正事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・及び〇〇村）代表

市 町 村 長

印

」

と記載すること。

記

1 補助金の確定額は、金 , 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交付確定額
施設・設備費（注3）	
用地取得費・道路費（注2）（注3）	（注2）（注3）
提案事業費	（注4）
合 計	

（注2）地域インターネット導入促進基盤整備事業の場合は記入を要しない。

（注3）民間能力活用特定施設緊急整備事業の場合は記入を要しない。

（注4）地域情報化総合支援事業の場合のみ記入する。

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注

1)

平成 年度電気通信格差是正事業費補助金精算（概算）払請求書  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年  
度電気通信格差是正事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、電気通信格  
差是正事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）し  
ます。

（注1）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印  
と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金 , 千円也

2 内訳

（精算払の場合） (千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返 還）額①－②
施設・設備費（注3）				
用地取得費・道路費 （注2）（注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）
合計				

（備考） 負の金額には△印を付すこと。

（概算払の場合） (千円)

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概 算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
施設・設備費（注3）				
用地取得費・道路費 （注2）（注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）	（注2） （注3）
提案事業費（注4）	（注4）	（注4）	（注4）	（注4）

合 計				
-----	--	--	--	--

(注2) 地域インターネット導入促進基盤整備事業の場合は記入を要しない。

(注3) 民間能力活用特定施設緊急整備事業の場合は記入を要しない。

(注4) 地域情報化総合支援事業の場合のみ記入する。

様式第 11 号（第 16 条関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注 1）

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注 1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

記

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金額（交付要綱第 13 条による額の確定額）  | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額      | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）             | 円 |

（注 2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第19条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印

電気通信格差是正事業費補助金に係る財産処分承認申請書  
（民間能力活用特定施設緊急整備事業）

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知を受けた電気通信格差是正事業費補助金（民間能力活用特定施設緊急整備事業）に係る補助事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、電気通信格差是正補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

（千円）

財産の名称	取得年月日	仕様	取得価格	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。

様式第12号の2（第21条関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印(注)

電気通信格差是正事業費補助金に係る財産処分届出書

電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

（注）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

記

1 処分内容

- (1) 事業名及び補助年度
- (2) 補助金額（補助金を受けた一部を処分する場合には補助金額全体及び当該処分に係る部分の補助金額を記入）
- (3) 財産の概要（補助金を受けた一部を処分する場合には処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）
- (4) 処分内容（転用の概要及び処分先などを記入）

2 処分の理由

3 処分が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物等配置図
- (3) その他参考資料

5 間接補助事業者の財産処分に対する意見（補助事業者として当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記入）